

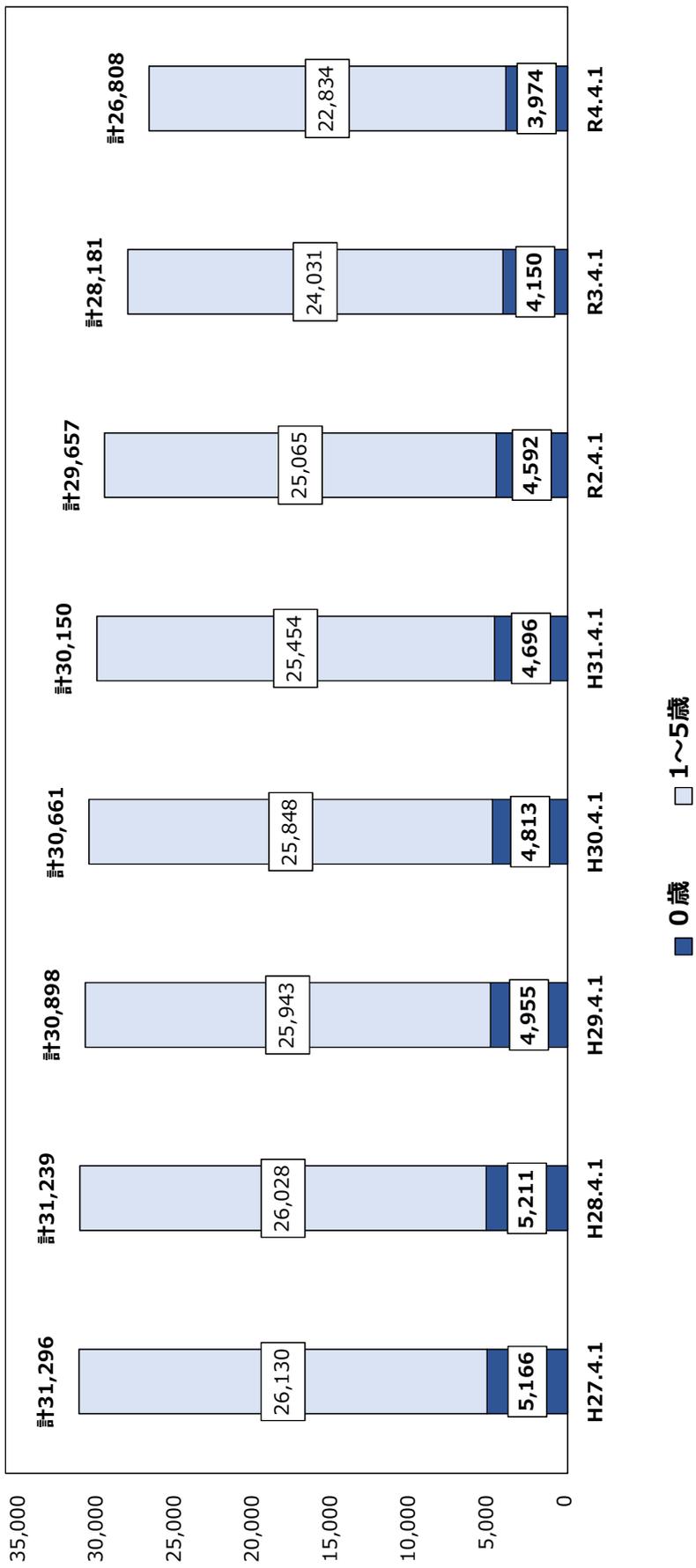
令和4年度第2回川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

資料 2

(参考)

本市の子どもの数と出生数の推移

(単位：人)



令和4年児童福祉法改正関係事業

① 子育て世帯訪問支援事業

- ・家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とするもの。
- ・令和5年度より事業を開始する方向で検討を進めている。

② 親子関係形成支援事業

- ・子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図ることを目的とするもの。
- ・現在実施している事業を本事業に位置付けることを検討している。

新規・拡充事業の概要

①多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- ・令和3年度より、本事業のメニューとして「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」が創設された。
- ・対象要件を満たす施設を利用する満3歳以上の幼児の保護者の経済的負担を軽減することを目的とするもの。

②赤ちゃんにっこり応援金（令和4年度より拡充）

- ・令和4年度の制度見直しにより、1歳未満の乳児を養育する保護者に対し、所得制限なく「赤ちゃんにっこり応援金」を現金で支給することとしたもの。

③養育費確保支援事業（令和4年度新規事業）

- ・養育費の取り決めについて、公正証書等を作成した場合や保証会社と保証契約を締結した場合に補助金を交付するもの。

④母子・父子自立支援プログラム策定事業（令和4年度新規事業）

- ・児童扶養手当受給者の個々の状況やニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、就業や自立に向けた支援を行うもの。